

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R&D）	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条第 6 項） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4 第 9 項、第 68 条の 9 第 9 項）	
要 望 の 内 容	<p>試験研究費の増加額に係る税額控除または売上高に占める割合が 10% を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	—  (23,325 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（平成 19 年度：18.9 兆円）の約 7 割（同：13.8 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

(2) 施策の必要性

我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。

(3) 要望の措置の妥当性

① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

民間企業を巡る厳しい経済環境と国際競争の激化に伴い、我が国経済の本格的な活性化と企業の産業競争力の回復が焦眉の課題となっている。中でも民間研究開発を通じたイノベーションの進展は、企業ひいては国家の競争力の源泉であり、研究開発によって産み出される技術の果たす役割がますます増大している。我が国の持続的な経済成長を実現するため、本税制措置により民間研究開発投資を促進させることができ合理性が認められる。

② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

09 年度の研究開発投資計画は対前年度比で約 1 割弱減少する見通しになるなど、景気後退期にこそ、研究開発投資の下支えと、研究開発投資を増加させる意欲ある企業の後押しが極めて重要であり、本措置が有効である。

③ 租税特別措置等に補助金等其他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進している。

そこで、企業への研究投資支援について補助金施策をとった場合、対象となる企業は限られ、補助金額にも限りがあるが、税制による施策をとった場合は、あらゆる企業に公平に支援措置が可能となる。そのため、企業の創意工夫である自主的な研究開発を促し、我が国全体の成長を更に後押しする効果が期待できる税制支援措置が極めて重要。

我が国においては、

① 企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く（71.9%。韓国に次いで 2 番目）、

② 企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し（98.5%）、

③ 政府による企業等への直接支援は少ない（1.1%、主要国中最低）。

出典：経済産業省「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向－第 9 版－（2008 年度）」

したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和 42 年度に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。

本税制措置による経済波及効果は、以下のとおり。

**【研究開発税制全体】**

① 減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果（平成 21 年度経産省実施、以下、「利用実態調査」）を基に、平成 21 年度一年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

・平成 21 年度減収額：2,540 億円（財務省試算）

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：1.66 倍

・研究開発投資押し上げ額：4,216 億円（2,540 億円×1.66）

② 減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記①を基に、押し上げられた研究開発投資（4,216 億円）が中長期的に及ぼす GDP 押し上げ効果を、マクロモデル（平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを最新化して利用）により次のとおり試算。

・研究開発投資押し上げ額：4,216 億円

↓ GDP 押し上げ効果（マクロモデルによる計算）

・平成 21 年度の研究開発税制による減税が、平成 21 年度～平成 30 年度までの 10 年間に及ぼす GDP 押し上げ効果：

約 1.7 兆円

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。

**【増加型・高水準型】**

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

① 増加型の GDP 押し上げ効果

・10 年間（平成 21～30 年度）累計で約 1,047 億円

② 高水準型の GDP 押し上げ効果

・10 年間（平成 21～30 年度）累計で約 392 億円

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 1 1 : ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 4 3 : 技術研究開発を推進する																																																																	
	政策の達成目標	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（2.5%以上）に維持する。																																																																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期間を平成24年3月31日まで延長。																																																																	
	同上の期間中の達成目標	平成21年度及び平成22年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の措置によって、企業の研究開発への投資意欲が下支えされ、当面の研究開発投資が維持されること。 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（2.5%以上）に維持する。																																																																	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業技術基盤強化税制 特別試験研究に係る税額控除制度																																																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	イノベーション実用化助成事業（20年度予算額：31億円、20年度第2次補正予算額：11億円、21年度予算額：34億円） 科学技術基本計画における重点4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料）等の戦略的技術領域・課題に係る民間企業による有用な技術シーズの実用化開発を支援する。（NEDO補助事業） 基盤技術研究促進事業（20年度財政投融资予算額：50億円、21年度財政投融资予算額：105億円） 一定の分野において、民間の基盤技術に関する試験研究を促進し、基盤技術の向上を図る。（NEDO委託事業）																																																																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェイズにおける成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは対象を異にするものである。																																																																	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。  主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.00</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.49</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.84</td> <td>1.79</td> <td>1.83</td> <td>1.89</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.06</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.87</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68																																																														
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07																																																														
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																														
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																														
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																														
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																														
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																														
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31																																																														
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77																																																														
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55																																																														

		出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」
租税特別措置 の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度 1,046億円（21億円）</li> <li>平成16年度 4,242億円（147億円）</li> <li>平成17年度 5,663億円（307億円）</li> <li>平成18年度 5,820億円（305億円）</li> <li>平成19年度 6,269億円（167億円）</li> </ul> （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） </li> <li>（参考） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度 6,510億円</li> <li>平成21年度 2,540億円</li> </ul> （財務省による減収額試算） </li> <li>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度）</li> </ul> （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） </li> <li>（注）上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割強を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</li> <li>・平成20年度の利用実績（利用実態調査より） <ul style="list-style-type: none"> <li>○増加型：企業数：65社、控除金額：12,734百万円</li> <li>○高水準型：企業数：10社、控除金額：3,126百万円</li> <li>（○総額型：企業数：230社、控除金額：161,646百万円）</li> </ul> </li> <li>※利用実態調査の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査時期：平成21年6月～8月</li> <li>・送付（社数）：2,000社</li> <li>・回収数：546社（回収率27.3%。同546社の研究開発費総額が我が国民間研究開発費総額に占めるカバー率（平成19年度）：66.9%）</li> </ul> </li> </ul>	
租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	<p>（参考）企業の研究開発費の推移（うち、税法上（資本金1000万円以上1億円未満）の中小企業分）【実質GDPに対する民間研究開発費%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 114,969億円（2,862億円）【2.36%】</li> <li>平成15年度 117,047億円（6,444億円）【2.40%】</li> <li>平成16年度 118,479億円（4,823億円）【2.38%】</li> <li>平成17年度 127,272億円（5,347億円）【2.54%】</li> <li>平成18年度 133,107億円（5,004億円）【2.63%】</li> <li>平成19年度 138,030億円（4,026億円）【2.68%】</li> </ul> （出典：総務省「科学技術研究調査報告書」、OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」）	
前回要望時 の達成目標	民間企業における研究開発投資の一層の促進を図ることにより、産業技術力や国際競争力を促進し、経済活性化を実現する。	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>概ね達成している。</p>																																					
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="475 327 751 398">昭和42年度 創設</td> <td data-bbox="778 327 1477 360">増加した試験研究費の25%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 360 751 432">昭和43年度 拡充</td> <td data-bbox="778 360 1477 432">12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 432 751 504">昭和49年度 縮減</td> <td data-bbox="778 432 1477 504">15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 504 751 575">昭和51年度 縮減</td> <td data-bbox="778 504 1477 537">増加した試験研究費の20%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 537 751 609">昭和60年度 拡充</td> <td data-bbox="778 537 1477 609">基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 609 751 680">昭和63年度 拡充</td> <td data-bbox="778 609 1477 680">特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 680 751 752">平成5年度 拡充</td> <td data-bbox="778 680 1477 752">特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 752 751 824">平成6年度 拡充</td> <td data-bbox="778 752 1477 824">特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 824 751 896">平成7年度 拡充</td> <td data-bbox="778 824 1477 896">特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 896 751 1057">平成9年度 拡充</td> <td data-bbox="778 896 1477 1057">特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1057 751 1547">平成11年度 拡充</td> <td data-bbox="778 1057 1477 1547">比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1547 751 1619">縮減</td> <td data-bbox="778 1547 1477 1619">基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1619 751 1691">平成13年度 拡充</td> <td data-bbox="778 1619 1477 1691">特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1691 751 1762">縮減</td> <td data-bbox="778 1691 1477 1762">伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1762 751 1834">平成15年度 創設</td> <td data-bbox="778 1762 1477 1834">試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1834 751 1906">平成18年度 創設</td> <td data-bbox="778 1834 1477 1868">試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1868 751 1939">縮減</td> <td data-bbox="778 1868 1477 1901">税額控除率の2%上乗せ措置の廃止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1939 751 2078">平成20年度 創設</td> <td data-bbox="778 1939 1477 2078">試験研究費の増加額×5%を税額控除(増加型)する制度の創設 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除(高水準型)する制度の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 2078 751 2148">平成21年度 拡充</td> <td data-bbox="778 2078 1477 2148">産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して</td> </tr> </table>	昭和42年度 創設	増加した試験研究費の25%税額控除	昭和43年度 拡充	12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除	昭和49年度 縮減	15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除	昭和51年度 縮減	増加した試験研究費の20%税額控除	昭和60年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設	昭和63年度 拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算	平成5年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)	平成6年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)	平成7年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)	平成9年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)	平成11年度 拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止	平成13年度 拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。	平成15年度 創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設	平成18年度 創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設	縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止	平成20年度 創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除(増加型)する制度の創設 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除(高水準型)する制度の創設	平成21年度 拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して
昭和42年度 創設	増加した試験研究費の25%税額控除																																						
昭和43年度 拡充	12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除																																						
昭和49年度 縮減	15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除																																						
昭和51年度 縮減	増加した試験研究費の20%税額控除																																						
昭和60年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設																																						
昭和63年度 拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算																																						
平成5年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)																																						
平成6年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)																																						
平成7年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)																																						
平成9年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)																																						
平成11年度 拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。																																						
縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止																																						
平成13年度 拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。																																						
縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。																																						
平成15年度 創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設																																						
平成18年度 創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設																																						
縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止																																						
平成20年度 創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除(増加型)する制度の創設 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除(高水準型)する制度の創設																																						
平成21年度 拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して																																						

	<p>行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。</p> <p>拡充 (経済対策) 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。</p>
--	--